

# 広島県安芸郡海田町立海田中学校生徒指導規程

## 1 総則

この規程は、本校教育目標の達成を目指し、生徒が安全で安心した学校生活を送るために必要な事項を定めるものである。

## 2 授業に関すること

- (1) 真剣に授業を受け、積極的に学習する。
- (2) 時間を守り、教室の移動・準備は授業開始までに行う。
- (3) 授業の開始・終了時には、起立して礼儀正しいあいさつをする。
- (4) 忘れ物をしない。
- (5) 授業妨害となる行動はしない。
  - ① 私語やわざと音を立てる行為をしない。
  - ② 勝手に席を離れ立ち歩かない。
  - ③ 先生の指導に従い、適切な言葉づかいで話す。

## 3 服装、身だしなみ等に関すること

- (1) 名札を必ずつける。忘れた場合は仮名札をつける。JRCバッジは任意とする。
- (2) 登下校（長期休業中も含む）、学校での学習活動、学校外での学習活動では、学校の定める制服を着用する。
  - ① 冬服  
男子—既定のブレザー・ズボン・ベルト（グレー・紺・黒で単色、装飾の無いもの）・ネクタイ・白色の長袖シャツ  
女子—既定のブレザー・ボックススカート・リボン・白色の長袖シャツ
  - ② 夏服  
男子—既定のズボン・ネクタイ・白色の半袖開襟シャツ  
女子—既定のボックススカート・白色の半袖ブラウス
- (3) 制服は正しく着用する。
  - ① シャツはズボンの中に入れる。
  - ② スカートの丈は、膝頭の下が隠れる状態とする。
  - ③ ズボンはずらしてはかない（いわゆる腰パンにしない）。  
シャツ・ブラウスの裾をズボン・スカートの中に入れる。
  - ④ ネクタイ・リボンを忘れた場合は、貸し出しのものをつける。（必ずその日のうちに返却する）
- (4) 体操服は既定のものを着用する。
- (5) ソックスは白色とする。（ルーズソックスやくるぶしソックスは不可）
- (6) 靴は白色のひも靴とする。（ワンポイント・ハイカットは不可）
- (7) 校舎内では既定の上履きを着用する。忘れた場合は担任に報告し、体育館シューズを着用する。スリッパは使用しない。
- (8) シャツやブラウスの下に着る肌着は白色とし、シャツやブラウスのえり下や袖から出さない。
- (9) 防寒については次のとおりとする。
  - ① ウィンドブレーカーは本校指定のものを着用する。
  - ② 校舎内でのウィンドブレーカーの使用は禁止する。ただし、部活動時・体育の授業時のウィンドブ

レーカーの使用については、部活動顧問、体育の教員の指導にしたがう。

- ③ セーターは、白・黒・紺・グレーの無地（ライン入りやワンポイントは不可）でVネックとする。  
また、制服の袖や裾から出さない。（上着は原則として着用する）
  - ④ カーディガンは着用しない。
  - ⑤ 手袋の使用は、登下校時のみとする。マフラーやネックウォーマーは使用しない。
- (10) 病気・けが等の正当な理由で規程以外のもを着用する場合は、本人と保護者が担任に連絡し、許可を得たうえで着用する。
- (11) カバンは学校指定の通学バックを使用する。（サブバッグのみは不可）
- (12) 髪は、そりこみ・ツブロック・アシンメトリー等の流行を追うものではなく、自然の状態の髪型とする（極端な髪型にしない）。平素から上級学校入学試験や入社試験にふさわしい髪型にする。
- ① 男女の髪型は次のとおりとする。  
男子—前髪は目にかからない。サイドは耳が出る状態。後ろの髪は襟にかからない。横・後ろの髪の長さ  
と頭頂部や前髪の長さとの大きな差がないこと。  
女子—前髪は目にかからない。前髪を頭頂部では留めない。横髪は前に垂れないようにボビーピン（黒・  
紺）で留める。肩にかかる場合はゴムで耳のラインよりも下で結ぶ（後ろ髪を一つにして結ぶ場  
合も同じ）。
  - ② 染色・脱色・パーマについては禁止する。違反者については、理・美容室で正す。色落ちなどがあ  
れば、再度理・美容室で正す。
- (13) 次のことを禁止する。
- ① 化粧類
  - ② マニキュア等の爪や皮膚への装飾
  - ③ ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・サングラス・カラーコンタクト等の装身具
  - ④ 眉毛のそり落とし、まつ毛の加工等

#### 4 学校生活に関すること

- (1) 登校時刻・欠席・遅刻・早退に関しては次のとおりとする。
- ① 午前8時5分には生徒玄関を通過し、8時10分には教室への入室を完了して身辺整理を行い、  
8時15分には朝読書を始める（8時15分のベルが鳴り始めた時点で着席していない場合は遅刻と  
する）。  
学校朝会・生徒朝会等、朝の集会活動がある場合は、体育館に8時10分までに集合すること。
  - ② 遅刻・欠席等の場合は、保護者が8時10分までに学校に連絡を行う。
  - ③ 無断遅刻の場合は、保護者連絡を行う。
  - ④ 朝のSHR終了後に遅刻してきた生徒は、必ず職員室に行き、学年の先生に遅刻した旨を報告した  
後、「遅刻届」を発行してもらい教室にあがる。
- (2) 登校後は無断で校外へ出ない。
- (3) 不要物を持ってこない。
- ① 学習に関係のないものは持ってこない。（ゲーム・プリクラ・雑誌・アクセサリ類・バッグ等にキ  
ーホルダーをつけることも不可）
  - ② 携帯電話・スマホ等を持ってこない。
  - ③ 不要なお金を持ってこない。
  - ④ 菓子・ジュース類を校内に持ち込み、食べたり飲んだりしない。

(4) 校舎内での生活は次のとおりとする。

- ① 原則として他の教室には入らない（体育の更衣、委員会など学習活動や生徒会活動に必要な場合は先生の許可のもとで他教室への出入りを許可する）。
- ② 教室移動の時や放課後には教室の戸締りをして鍵をしめる。
- ③ 校舎内（廊下・階段・教室等）では静かに行動し、危険なので走らないこと。
- ④ 公共物（校内の施設設備、机やいす等）を大切にし、落書きや傷をつけない。
- ⑤ 開校日の飲み物はお茶とする。休日や長期休業中の部活動時にはスポーツドリンクを持ってきてもよい。ただし、ペットボトルはペットボトルホルダーに入れるかタオルでくるむ。

(5) 体育館の使用は次のとおりとする。

- ① 許可なく体育館へは入らない。武道館も同様とする。
- ② 体育館玄関・スロープは土足厳禁とする。
- ③ 体育館に入るときは原則として、体育館シューズに履き替える。ただし、体育館にシートがはってあるときや、集会活動がある場合は先生の指示に従う。

(6) 昼食に関しては次のとおりとする。

- ① 自分の教室で食べる（定められた時間（通常は13:00）までは教室から出ない）。
- ② 売店で購入する場合は所定の手続きを行う。（売店に直接買いに行くことはできない）
- ③ 登下校中の弁当等の購入は禁止する。

(7) 部活動に関しては次のとおりとする。

- ① できるだけ部活動に参加する。
- ② 原則として3年間同じ部で活動する。ただし、変更する場合は、所定の手続きを行い転部する。
- ③ 下校時刻は、原則として次のとおりとする。  
4月1日～9月中旬…18時  
9月中旬～10月中旬…17時30分  
10月中旬～1月31日…17時  
2月1日～3月31日…17時30分
- ④ 大会・行事等の2週間前から放課後30分の下校延長を認める。
- ⑤ 朝練習は部活顧問の指導のもとに行うことができる。開始時刻は、各部活顧問が定める。ただし、7時までは校内には入れない。
- ⑥ 朝練習は7時50分までとする。
- ⑦ 部活顧問の指導には必ず従う。

## 5 安全に関すること

(1) 決して人に暴力をふるってはならない。

(2) 登下校での交通ルール・マナーを守る。

- ① 道路や踏切の横断では、信号を守り無理な横断はしない。
- ② 自転車通学は禁止する。

(3) 遊技場（ゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ等）への立ち入りを禁止する。

(4) 登下校時、商店（コンビニ、スーパー等）・飲食店（ファストフード店・喫茶店等）・自動販売機等の利用を禁止する。

(5) 学校感染症が家庭に発生した場合は、速やかに担任に届け出て指示を受ける。（学校感染症とは、インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・結核等のこと）

## 6 問題行動への対応に関すること

(1) 学校における問題行動に対する指導とは、「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には、「なぜそうってしまったのか。どんなところが問題であったのか、今後どのように行動すればそのようなことが防げるのか。」等をしっかり振り返らせ、より良い学校生活を送れるように支援することを目的とするものである。

### (2) 基本的な対応

問題行動が発生した場合、関係生徒一人一人に対して教員を配置し、事実の確認を速やかに行う。その後、各生徒への指導を実施し、指導後はその日の内に担任（または副担任）より各家庭に連絡する。

### (3) 一般的な指導と特別な指導

規則違反を繰り返す行為、または触法行為など問題行動の内容によっては「特別な指導」を行う。「特別な指導」は、原則として学校での指導とする。また、「特別な指導」は原則として別室で行うこととする。次の表は「一般的な指導（指導1）」と「特別な指導（指導2・指導3・指導4・指導5）」の内容を一覧にしたものである。

【問題行動対応一覧表】

指導段階		指導対象の事項	指導内容と方法
一般的な指導の段階	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シャツ出し</li> <li>○その他の服装規定違反</li> <li>○不要物所持</li> <li>○携帯電話等の所持</li> <li>○授業妨害や授業放棄</li> <li>○自転車登校</li> <li>○頭髪違反（整髪料の使用など その場で直せるもの）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①その場で注意＋指導</li> <li>②指導に従わない場合は指導2に移る。</li> </ul> <p>※携帯電話の所持、自転車登校に関しては、携帯電話・自転車を預かるとともに保護者連絡をし、受け取りに来てもらう。家庭での指導の依頼をする。</p>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○頭髪違反（脱色・染髪・パーマ・剃り込み・変形等）</li> <li>○眉ぞり</li> <li>○ピアス</li> <li>○制服違反（変形等）</li> <li>○その他、その場で直せない違反）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①別室指導（説諭・反省文等）</li> <li>→②保護者と連絡を密にした指導（家庭訪問等）</li> <li>→③改善の確認、経過観察</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめと認知されるすべての行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①別室指導 ※必ず複数教員で対応（事実確認・説諭・反省文等）</li> <li>②密な保護者連携（家庭訪問等）</li> <li>③保護者召喚、謝罪</li> </ul> <p>※必ず管理職を含めて対応</p>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○喫煙</li> <li>○飲酒</li> <li>○夜間徘徊</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①別室指導（事実確認・説諭・反省文等）</li> <li>②保護者召喚</li> </ul> <p>※指導してもこれらの違反を繰り返す場合は、必要に応じて警察等関係諸機関</p>

			と連携
	触法行為B (犯罪行為)	○万引き(窃盗) ○器物損壊(故意による) ○暴力行為 等	①別室指導(事実確認・説諭・反省文等) ②保護者召喚 ③警察等関係諸機関と連携
5	生命の危険に関わるような犯罪や行為、学校全体の 秩序が脅かされ、生徒が安心して登校できない状況をつくる行為		教育委員会と連携 (出席停止もあり得る) 警察等関係諸機関と密に連携

※特別な指導においては、指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入ることができる状態にあることと、教室内の安全・安心が保たれる状態にあることを確認できるまでは、特別な指導を継続する。

※指導期間は原則として1日～5日間とし、教員と保護者が連携を図り決定することとする。

※自立支援施設(少年鑑別所など)を出所後は2週間程度の期間を設け、様子を見ていく。

※教員の指導に従わない時や同じ違反を繰り返す時については、家庭に連絡し、保護者に引き取りに来てもらい、自宅で改善して再登校させることを検討する。

※服装・頭髪等の違反・問題行動に関する判断は生徒指導主事が行い、管理職の指示の下で指導内容・方法について決定し、周知するものとする。

## 7 その他

(1)海田町では平成27年7月7日に児童生徒の健全育成に係わる海田町教育委員会及び海田警察署との相互連絡制度に関する協定書が締結された。この協定に基づいて問題行動等の詳細な状況について学校から警察へ、警察から学校と教育委員会へと緊密に情報提供し合うことが改めて確認されている。

(2)本規程について、生徒には全校集会・学年集会・学級活動等で、また保護者にはPTA総会・懇談会・入学説明会等で説明をし、周知徹底を図る。また、本校ホームページにおいても掲載する。

※この規定は、平成28年4月6日より施行する。ただし、必要に応じて改訂していくものとする。

※平成28年4月5日改訂。